

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処分名	一般廃棄物再生輸送業の指定		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）	(条項) 第2条第2号	
基準法令名	大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成21年規則第79号）	(条項) 第2条の10第1号	
所管部署	環境部(局) 廃棄物減量推進課(室)		指導係
標準処理期間	50日	法定処理期間	一一日

【審査基準】 文書の名称【】

掲載図書等【】

内容 全部記載 一部・項目のみ記載

参考

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第2条 法第7条第1項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

(2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

【基準法令】

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

（再生利用業の指定の基準）

第2条の10 市長は、前条の規定により再生利用個別指定の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しないときは、当該指定をしないものとする。

(1) 再生輸送業の指定申請

ア 再生輸送業の指定の申請をした者（以下この号において「申請者」という。）が、再生利用一般廃棄物（再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物をいう。以下同じ。）の排出者から再生輸送の委託を直接受ける者であること。

イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2に規定する基準に適

合するものであること。

- ウ 引き取られた再生利用一般廃棄物が、政令第3条第1号に規定する基準に従い、収集又は運搬されること。
- エ 再生利用一般廃棄物の排出者から再生利用一般廃棄物を無償又は再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。
- オ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- カ 申請者が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- キ 申請者が、第2条の16の規定により再生輸送業の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。